

# 青森県報

号外第五十三号

令和二年  
四月三十日  
(木曜日)

## 目 次

### 人事委員会

○人事委員会規則七―四四(通勤手当)の一部を改正する規則……………(職員課)：一

## 人事委員会

人事委員会規則七―四四(通勤手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

### 人事委員会規則七―四四(通勤手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四四(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項第三号中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。)」に改める。

第二十条の四第二項中「地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされ、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二十一条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条の規定により育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第三項第一号に規定する職員派遣をされ、教育

公務員特例法第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をし、地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、又は同法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき」を「派遣等となつた場合」に改め、「」は、「」には、「」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (支給単位期間に係る経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の人事委員会規則七―四四(通勤手当)第二十条の二第一項第三号に規定する事由が生じた職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円